

法 学 第 39 号
平成 30 年 4 月 12 日

各 私 立 高 等 学 設 置 者
各 私 立 高 等 学 校 長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

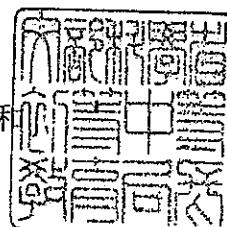
高等学校学習指導要領の一部を改正する告示の施行について
のことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 竹内
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049
メールアドレス : AH0007@pref.iwate.jp

29文科初第1772号
平成30年3月30日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
高等学校又は中等教育学校を設置する
学校設置会社を所轄する 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
附属高等学校 中等教育学校又は特別支援学校高等部を置く
各国立大学法人学長
附属高等学校を置く公立大学法人の理事長

文部科学省初等中等教育局長
高橋道和



(印影印刷)

高等学校学習指導要領の一部を改正する告示の施行について（通知）

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（平成28年12月9日付け28文科初第1038号）をもってお知らせしたとおり、平成30年度から、高等学校及び中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）における学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に基づく障害に応じた特別の指導（以下「通級による指導」という。）が制度化されます。

これを受け、「高等学校学習指導要領の一部を改正する告示」（平成30年文部科学省告示第67号）【別添】が、平成30年3月30日に公示され、同年4月1日から施行されます。

改正の趣旨、概要については、下記のとおりですので、十分に御了知の上、遺漏のないよう御対応願います。

各都道府県教育委員会におかれましては指定都市を除く域内の市町村教育委員会及



所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各國公立大学法人におかれては附属学校に対して、このことを十分周知されるよう願います。

記

1. 改正の趣旨

平成28年12月9日に公布された学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成28年文部科学省令第34号）により、平成30年4月1日から、高等学校等において、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態である通級による指導を実施できることとされた。

これに関し、通級による指導の教育課程の基準や単位認定等について規定するため、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）の改正を行うものである。

2. 改正の概要

（1）第1章第5款の5(8)関係

障害のある生徒などへの指導については、次のとおりとすること。

ア 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとすること。

イ 障害のある生徒に対して、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導（通級による指導）を行う場合には、学校教育法施行規則第129条の規定により定める現行の特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとすること。その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとすること。

なお、通級による指導における単位の修得の認定については、次のとおりとすること。

(ア) 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなけれ

ばならないこと。

(1) 学校においては、生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とすること。ただし、年度途中から通級による指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができること。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができること。

ウ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとすること。特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用することとすること。

(2) 附則関係

この告示は、平成30年4月1日から施行すること。

【本件連絡先】

文部科学省 初等中等教育局

特別支援教育課 企画調査係

柿澤、酒井、古屋

電話 03-5253-4111 (内線3193)

○文部科学省告示第六十七号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十四条及び第九十六条第一項の規定に基づき、高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

文部科学大臣 林 芳正



高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）の一部を次のように改正する。

第1章第5款の5(8)を次のように改める。

(8) 障害のある生徒などへの指導については、次のとおりとする。

ア 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 障害のある生徒に対して、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導（以下「通級による指導」という。）を行う場合には、学校教育法施行規則第129条の規定により定める現行の特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

なお、通級による指導における単位の修得の認定については、次のとおりとする。

(ア) 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。

(イ) 学校においては、生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

ウ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）新旧対照表

改訂後	第1章 総則	現行
第5款 教育課程の編成・実施に当たつて配慮すべき事項	第1章 総則	第1章 総則
<p>5 教育課程の実施等に当たつて配慮すべき事項 以上のほか、次の事項について配慮するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 障害のある生徒などへの指導については、次のとおりとする。</p> <p>ア 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。</p> <p>イ 障害のある生徒に対して、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導（以下「通級による指導」という。）を行う場合には、学校教育法施行規則第129条の規定により定める現行の特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行いうものとする。その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。</p> <p>なお、通級による指導における単位の修得の認定については、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従つて通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。</p>	<p>5 教育課程の実施等に当たつて配慮すべき事項 以上のほか、次の事項について配慮するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取り扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を作成することにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。</p>	

(1) 学校においては、生徒が通級による指導を2年以上の年次にわたりて履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを見定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2年以上の年次にわたりる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。

また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

立障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

(9)～(14) (略)

(9)～(14) (略)